

社員とのトラブルを社労士が
解決してくれました

経営者の皆様へ

社員の退職、未払い残業代、管理職のパワハラなど

社員とのトラブルを抱えていませんか？

労働問題の専門家である社労士が「話し合い」で解決します。

一人で悩まずに、ご相談ください。

お悩み解決の3ステップ

①電話

まずはお気軽にお電話ください。
個人情報・プライバシーは
厳守いたします。



②対面相談

あなたのお悩みや置かれている
状況を、社労士が
親身になってお聞きします。



③あっせん

会社と社員双方から
個別にお話をお聞きし、
納得できる和解案をご提示します。

“国家資格者の
社労士が
解決します”



かいけつサポート
認定紛争解決サービス

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 広島

お電話は

0570-064-794

受付時間：月曜日から金曜日までの9:00~17:00まで(12月29日~1月4日、祝日を除く)

社労士 あっせん

検索

社員とこんなトラブルを抱えていませんか？

●給与等の待遇面について、社員から不満をぶつけられている。	<input type="checkbox"/>
●遅刻や欠勤が多い等、勤務態度に問題がある社員への対応に困っている。	<input type="checkbox"/>
●退職した社員と在職中の未払い残業代の請求等でもめている。	<input type="checkbox"/>
●労働条件の変更について、社員との話し合いが円満に進まない。	<input type="checkbox"/>
●解雇した社員に、解雇理由を受け入れてもらえない。	<input type="checkbox"/>
●社員が配置転換に従わず、対応方法が分からない。	<input type="checkbox"/>

このような社員とのトラブルは、どの会社でも起こり得ますが、一人で簡単に解決できるものではありません。裁判も長い時間と多額の費用がかかり、精神的・経済的に大きな負担がかかります。

ひとつでも当てはまる方は、お気軽に社労士にご相談ください。

「あっせん」という話し合いで解決する方法があります。

例えば…

相談内容

経営悪化に伴い、基本給の引き下げや早期退職の希望を募集したところ、一部社員からは何の説明も受けておらず、受け入れることはできないと抗議があり、あっせんの申立てを行った。

解決方法

会社は、事前に説明を行っていなかったことについては反省するも、基本給の引き下げをしなければリストラをする他ないとの考えであった。まずは、会社の経営状況が分かる資料を社員に提示し、理解に努めること、また基本給の引き下げ率についても再考するよう説明したところ、社員から一定の理解を得られることができ、基本給は据え置き、割増退職金を支給することで早期退職の募集を行うこととなり、双方が合意し、解決に至った。

“国家資格者の
社労士が
解決します”



かいけつサポート
終日紛争解決サービス

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 広島

お電話は

0570-064-794

受付時間：月曜日から金曜日までの9:00~17:00まで（12月29日~1月4日、祝日を除く）

社労士 あっせん

検索